

**神戸市改良住宅及び都市再生住宅の附帯施設管理等事務取扱要綱
の制定の意見募集の結果及び神戸市の考え方**

1. 意見募集期間

2025 年 10 月 14 日（火曜）から 2025 年 11 月 12 日（水曜）

2. 意見募集の結果

2 件（1 通）

3. 要綱（案）に関するご意見に対する神戸市の考え方

※ご意見の内容は趣旨を損なわない程度に要約しています。

No.	ご意見の概要	ご意見に対する神戸市の考え方
1	目的について 入れ替わりが多い方が、街に活気がでるので、本当に入れ替わりが多くなるのならば結構なことです。 しかし、この改正で本当に入れ替わりが多くなるのか疑問です。その点は何かしら見込みなり試算があるのか。	本要綱は、神戸市に居住、在勤又は事業所を有する方を対象として、一般公募により附帯施設に入居することを可能とするため新たに制定するものであり、空室の入居を促進し、地域住民の利便性の向上に資する用途又は地域福祉の増進を目的とした用途でご使用いただくことを目的としています。 これまで空室のままであった附帯施設に神戸市民等が入居し上記の用途で使用されることにより、街に活気がでるものと考えています。
2	用途について 第二条に、地域福祉の増進を目的とした施設（地域福祉の活動拠点、医療施設、社会福祉施設等）がかいてあります。 子育て支援の観点が欠けているようだが、子育て若年者支援の項目も入れるべきではないのか。 教育施設、学習施設、放課後デイサービス、保育、フードバンク、子ども食堂 等「福祉」を大きくとらえて既に含まれているというのなら、その点を明記するべきでは。 また、国際化が神戸市でも特に進展しているので、国際理解、国際交流の用途も入れるべきでは。 特に長田区の高速長田周辺では、国際化が著しく、需要は多そう。	ご意見で挙げていただいた用途は、第 2 条第 1 項第 2 号の「地域福祉の増進を目的とした施設」に全て含まれます。 なお、頂いたご意見については、今後の募集業務の参考とさせていただきます。